

地域の会 質問・意見書

日付： 2025 年 4 月 18 日

氏名： 本間保

原子力規制委員会・規制庁

に対する ○質問 ・ 意見 (いずれか○)

「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」 及び
「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A」 についての質問

前回の定例会で概論的に少し質問しましたが、いくつかの点について質問させていただきます。

原子力災害と地震をはじめとする自然災害との複合災害において、避難計画が極めて不十分であることは以前から指摘されていたが、昨年の能登半島地震の実情を見て多くの地域住民はさらなる不安を持っている。

能登半島地震直後には、規制委員会も現状の原子力災害避難計画の不十分さを感じていたようで、一定の見直しが行われることを私たちは期待していた。

しかし 2 月に原子力委員会から出された「原子力災害時の屋内退避の運用に対する検討チーム」の報告書は、そのチーム名からも分かるように極めて限定された検討で、避難に関する住民の不安を解消するにはほど遠い不十分なものであった。

本報告は

- ・ 安全装置が必ず働くという限定された条件下での、
- ・ 屋内退避の運用に関する問題だけに限る

という、極めて限定的な対策のみしか検討しないということによって、我々住民がもっとも危惧している問題点を素通りしてしまっている。

屋内退避に限っても、不十分な内容であるが、最も住民にとって切実な問題である大規模な複合災害において、福島原発事故程度あるいはそれ以上の規模の放射性物質の放出となった場合の住民避難の方法についての言及はなかった。

質問1

今回の検討は、追加的な安全対策が有効に作動するという前提で行われているが、まさに「安全神話」の復活である。避難計画の問題を考えると、前提として、特重を含む安全対策が奏功しなかった時に、どのような状態になり、それに対してどう対処すべきであるかを考えるのが大前提である。深層防護の第 4 層が突破された時に、第 4 層と全く独立した対策として第 5 層の避難

計画が位置づけられているのであり、第 4 層が一定程度有効に働くことを前提として第 5 層を考えるなどという事は、全く不合理と言わざるを得ない。

安全対策が必ず働くという根拠はどこにあるのか？

質問 2

第 4 層の安全装置が破綻し、それが複合災害時に起きた場合につき、今後、改めて検討する予定はあるか？

質問 3

本報告書は一切触れていないが、PAZ住民も状況によっては屋内退避を求めるという事になっているが、これは、これまでの避難計画の枠組み(PAZ は放射性物質を放出前に避難する。従って、スクリーニングも考えられていない。)を根本的に覆すものである。

本報告書にも 1-(1) 屋内退避とは において 全面緊急事態となった場合、PAZは予防的に避難する(p3) と書かれているが、この前提が変更されている訳である。

現状の避難計画は、根本的な土台を変更したまま、避難方法の実際についての検討が行われていない事になるが、計画の根本に関わる問題であり、これについてきちんとした検証する予定はあるか。

Q and A についての質問

以上の根本的問題があるので、今回発表された報告は表面的なその場しのぎの報告としかかなり得ていない。

QandA につては、上記の総論的問題点を指摘したうえで、避難計画に従って避難あるいは屋内退避を強いられる立場から、質問したい。

1-1

避難しないことで生ずる被曝の増加と、無理な避難によって生ずる健康への被害を排反するものとして天秤にかけることが根本的に誤っている。

無理な避難による健康への被害が起こらないような避難の方法を考えるのが鉄則ではないのか。

1-4

被曝をできる限り低くすると言っているが、原発がこの町に存在しなければ我々住民の被曝量は年間 1mSv 以下である。100mSv というとてもない値をなぜ我々は受容しなければならないのか？

それは、「被曝を直接の要因としない健康等への影響」を抑えるためだと国は言うが、では、なぜわれわれは、「被曝を直接の要因としない健康等への影響」を避けるために、100mSvもの「被曝」を受容しなければならないのか。

1-6

自然災害についての指定避難所はほとんど放射線防護の設備はなく、あっても収容人員も限られている。切実な「どのように行動したらいいのですか」に答えていない。

きちんとした回答を頂きたい。

2-2

国や自治体の指示に従えば安心だという事だが、国や自治体は、長い原発と地域住民の軋轢の中で、不信感は醸成され続けており、全く住民を納得させられていない。

そもそも、国、自治体や東電は、正確に、事態進展の予想や、プルームの移動を予測することが可能だと考えているのか？

2-4

ライフラインを支える人々や民間事業者に、多くの人が屋内退避になった状態での活動継続が要請されている。民間業者等は屋内退避中も外出を強いられるのか？

- ・必要な物資の配送、配布、スーパーなどの販売にかかわる人は働き続けるのか？
- ・緊急医療を支える人々は、働くのか？
- ・除雪については、除雪業者は長時間屋外で働かねばならない局面もあり得る。
- ・それは除雪要員だけでなく、住民にも必要不可欠な作業で、被曝の低減は図れない。

3-1 3-2 3-3 など

多くの質問(Q)に、安全対策が奏功した場合を前提に回答がされている。「重大事故対策が奏功すると、……大規模な放射性物質の放出は回避できる事が分かっています」という事で回答が書かれているが、対策が奏功すれば一定の効果がある事を認めるにしても、住民は重大事故対策が奏功しない場合の事を大変心配しているのであり、そのような場合の屋内退避、避難の方法をきちんと示して頂きたい。

5-1

避難への切り替えが検討される代表的な例は、食料や飲料水等の物資を追加的に供給できず、物資が不足する場合ですと示されているが、そのような場合で避難開始となったその時に、原子炉がコントロールされていない、放射性物質の放出が続いている、避難路の復旧が遅れている、大雪で動けないなど、問題が起きている可能性も多々ありうることである。

そのようなとき、住民は具体的にどのようにすればいいのか？ 実行可能な方法を示して頂きたい。

6-1

他でも述べたが、そもそも「重大事故対策が奏功しない場合」のシミュレーションを行わなかった理由を明確にしていきたい。

あわせて、「仮に全面緊急事態に相当する事態が発生した場合であっても、実際には重大事故対策が奏功する事態進展となる蓋然性が高い」とする「蓋然性が高い」理由を明確に説明して頂きたい。

7-2

「屋外の空気を屋内に入れないようにする」

「適宜換気を行うよう努めることも重要です」と記載されている。

矛盾した二つの方針を並列するのでなく、住民はどう行動すべきなのかを明確に示して頂きたい。

7-9

先にも述べたが、深層防護の考え方は、(新規規制基準や特重施設)など施設の健全性が突破された場合に、第 5 層として避難計画を確立しておくというものである。ここで、規制委員会が述べている事は、第 4 層の話であり、それが万一どんなに素晴らしいものであったとしても工学的施設である以上、故障、不具合が起こり得るものであり、そんな場合に備えて第 5 層(避難計画)を作るのではないのか？

7-10 【回答不要】（意見）

安全装置が追加されたから、福島事故で起きた実際の進展よりも、進行が遅くなるに違いないという思い込みの非科学性に恐れを感じる。

以上